

議案第6号

大網白里市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
大網白里市個人情報の保護に関する法律施行条例を次のように制定する。

令和4年11月11日提出

大網白里市長 金 坂 昌 典

大網白里市個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第30条第1項又は第31条第1項の規定により一部の規定が適用されず、又は読み替えて適用される場合を含む。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号。以下「令」という。)で使用する用語の例による。

(個人情報取扱事務の登録)

第3条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務(以下「個人情報取扱事務」という。)を新たに開始しようとするときは、あらかじめ次の各号に掲げる事項を登録しなければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務の目的
- (3) 個人情報の記録の内容
- (4) 個人情報の記録の対象者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 実施機関は、前項の規定による登録に係る個人情報取扱事務を変更し、又は廃止するときは、登録の変更又は登録の抹消をしなければならない。

3 市長は、第1項の規定による登録に係る事項を記載した目録を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

4 前各項の規定は、本市の職員又は職員であった者に係る個人情報取扱事務については、適用しない。

(開示請求の手續)

第4条 開示請求書には、法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

(開示決定等の期限)

第5条 開示決定等は、開示請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第6条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から45日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次の各号に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(開示請求に係る手数料等)

第7条 法第89条第2項の規定により納めなければならない手数料の額は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定による写しの交付（開示される保有個人情報が電

磁的記録に記録されている場合において実施機関が定める開示の実施の方法として複製したもの又は出力したものの交付が定められているときは、複製したもの又は出力したものの交付。以下この条において同じ。)により保有個人情報の開示を受けるものは、当該写しの交付に要する規則で定める費用を負担しなければならない。当該写しの交付を令第28条第4項の規定により送付により受ける場合における当該送付に要する費用についても、同様とする。

(訂正請求の手続)

第8条 訂正請求書には、法第91条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

(利用停止請求の手続)

第9条 利用停止請求書には、法第99条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

(審査会への諮問等)

第10条 実施機関は、法第3章第3節の施策を講ずる場合であって、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、大網白里市情報公開・個人情報保護審査会条例(平成13年条例第13号)第1条に規定する大網白里市情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

(運用状況の公表)

第11条 市長は、毎年1回、実施機関における法及びこの条例の運用の状況を取りまとめ、規則で定めるところによりその概要を公表しなければならない。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(大網白里市個人情報保護条例の廃止)

- 2 大網白里市個人情報保護条例（平成16年条例第13号）は、廃止する。
（経過措置）
- 3 次の各号に掲げる者に係る前項の規定による廃止前の大網白里市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第3条第2項、第11条第3項及び第11条の2の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
 - (1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第2号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者
 - (2) この条例の施行前において旧条例第11条第1項の規定により旧個人情報の処理の委託を受けたもの及び当該処理に従事していた者
 - (3) この条例の施行前において旧条例第11条の2第1項の規定により旧個人情報の処理を行う地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による指定管理者（以下「指定管理者」という。）及び指定管理者が行う公の施設の管理に関する業務に従事していた者
- 4 この条例の施行の日前に旧条例第12条第1項若しくは第2項、第24条第1項若しくは第2項又は第30条第1項若しくは第2項の規定による請求（次項において「旧条例の規定による請求」という。）がされた場合における旧条例第2条第5号に規定する保有個人情報（以下「旧保有個人情報」という。）の開示（これに係る手数料を含む。）、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。
- 5 この条例の施行の日前に旧実施機関が行った旧条例第18条第1項及び第2項に規定する開示決定等、旧条例第27条各項に規定する訂正決定等又は旧条例第33条各項に規定する利用停止決定等並びにこの条例の施行の日前にされた旧条例の規定による請求に係る不作為についての審査請求については、なお従前の例による。
- 6 次の各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧保有個

個人情報を含む情報の集合物で、一定の事務の目的を達成するために特定の旧保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるようにしたもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- (1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者
- (2) この条例の施行前において旧条例第11条第1項の規定により委託を受けた旧個人情報の処理に従事していた者
- (3) この条例の施行前において旧条例第11条の2第1項の規定により旧個人情報の処理を行う指定管理者が行う公の施設の管理に関する業務に従事していた者

7 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

8 旧条例の廃止前にした旧条例の規定に反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（大網白里市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正）

9 大網白里市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成13年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び大網白里市個人情報保護条例（平成16年条例第13号）第7条第2項、同条第3項第8号、第9条第1項第7号、第10条第2項及び第35条の2第1項」を「、大網白里市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 年条例第 号）第10条並びに大網白里市議会個人情報保護条例（令和 年条例第 号）第46条第1項及び第51条並びに個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第3項において準用する同条第1項」に改める。

第5条第1項中「又は大網白里市個人情報保護条例第35条の2第1項」を「若しくは大網白里市議会個人情報保護条例第46条第1項又は個人情報の保護に関する法律第105条第3項において準用する同条第1項」に改め

る。